

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月8日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

**広島県公安委員会規則第1号**

**広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の6第13号オを次のように改める。

オ 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素乾皮症に限る。）

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。